

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

- 1 【インド】インド新会社法の施行
- 2 【インドネシア】外国投資ネガティブリストの改正予定
- 3 【シンガポール】シンガポール国際商事裁判所の創設構想とその課題
- 4 【トルコ】グループ企業に係る資本取引についての新規制
- 5 【ブラジル】企業結合規制改正案の公表

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1 【インド】インド新会社法の施行

1. インド新会社法の施行

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)が2014年3月26日付で発行した通達により、インドの新会社法である2013年会社法(Companies Act, 2013)(以下「新会社法」といいます)の規定のうち、2013年9月12日の一部施行の対象に含まれていなかった規定について、株主総会や取締役会に関する規定等、会社運営に関わる重要な規定の多くが、2014年4月1日付で施行されました。同通達は、下記インド企業省のウェブサイトにてご参照いただくことが可能です。

<http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesActNotification26March2014.PDF>

これにより、2014年4月1日をもって、2013年9月12日に一部施行された規定、および既に2014年2月27日付で同年4月1日に施行されることが発表されていた企業の社会的責任(CSR(Corporate Social Responsibility))に関する規定と併せ、新会社法のうち、会社運営に関わる重要な規定のほとんど全てが施行されました。

2. 実施までの猶予期間が設けられていない規制

特に、実施までの猶予期間が法律および会社法施行規則上設けられていない規制については、早急な対応が必要であると思われます。日系企業において、特に注意しなければならないと思われる猶予期間の規定のない規制は、以下のとおりです。

(1) 最低1名の取締役の居住要件

旧会社法では、公開会社のマネージング・ディレクター等を除き、取締役がインドにおいて居住している必要はなく、特に非公開会社であれば、全ての取締役を非居住者とすることも可能でした。新会社法では、公開会社、非公開会社を問わず、1名以上の取締役が前年において合計182日以上インドに滞在していることが義務付けられています(149条3項)。この規制は、実施までの猶予期間が法律および会社法施行規則上規定されていないため、インドにおける日系企業で、上記居住者要件を満たす取締役を選任していない会社については、速やかに居住者要件を満たす取締役を最低1名選任する必要があります。

(2) 指名・報酬委員会、利害関係者委員会およびCSR委員会の設置義務

新会社法では、上場会社及び施行規則等で別に定める会社は、指名・報酬委員会(Nomination and Remuneration Committee)を設置することが義務付けられています(178条1項)。また、新会社法では、一会計年度における株主、社債権者、出資者その他の有価証券保有者の数が1,000名を超える会社は、利害関係者委員会(Stakeholders Relationship Committee)を設置することが義務付けられています(178条5項)。さらに、新会社法では、①純資産が50億ルピー以上、②売上高が100億ルピー以上、又は③純利益が5,000万ルピー以上の会社に対して、企業の社会的責任に関する方針の策定等を行うCSR(Corporate Social Responsibility)委員会の設置が義務付けられています(135条1項)。また、会社法施行規則によれば、一定の基準を満たす外国会社のインド支店(branch office)およびプロジェクトオフィス(project office)に対してもCSR委員会の設置が義務付けられています。これらの委員会の設置については、設置までの猶予期間が法律および会社法施行規則上規定されていないため、インドにおける日系企業で、上記各委員会の設置要件を満たす会社については、速やかにこれらの委員会を設置する必要があります。

3. 今回施行されなかった新会社法の規定

2014年4月1日以降も未施行となっている規定(その多くは内国会社法審判所(National Company Law Tribunal)に関する規定、組織再編に関する規定、および会社清算に関する規定)のうち主なものは、以下に列挙するとおりです(下記以外にも、条文のうち一部が施行されていない規定等が存在することにご留意ください)。

30～32条	(株式や社債等の公募を行う場合の)目論見書(prospectus)に関する規定
48条	種類株式が発行される場合の種類株主の権利の変更に関する規定
66条	減資に関する規定
75条	会社が詐欺的意図により預かり金を返還しなかった場合の損害賠償に関する規定
97～99条	内国会社法審判所による株主総会の強制招集権限に関する規定
124～125条	未払いとなった配当金の扱い(投資家教育保護基金への寄付)に関する規定
130～132条	内国会社法審判所からの命令があった場合の財務諸表の扱い、内国財務報告委員会(National Financial Reporting Authority)の設置に関する規定
213条	内国会社法審判所の捜査権限に関する規定
218条	会社に対して(内国会社法審判所その他の)当局による捜査が行われる際の従業員の保護に関する規定
221～222条	(内国会社法審判所その他の)当局による会社の資産処分禁止権限に関する規定
226条	会社の自主清算に関する規定
230～365条	第15章(会社の組織再編)の規定全て

372～373 条	会社清算中の訴訟の停止命令(stay)に関する規定
375～378 条	未登記の会社の清算、および外国会社(の支店)がインド国内での事業を停止する場合の清算方法に関する規定)
415～438 条	内国会社法審判所の組織構成に関する規定
440～441 条	会社法違反の刑事事件に関する裁判管轄に関する経過措置規定
465～466 条	旧会社法および関連法令の廃止、会社法委員会(Company Law Board)の解散に関する規定

なお、2013 年会社法による改正の概要につきましては、当事務所の 2013 年 10 月 29 日付ニュースレター「インド新会社法の成立と一部施行の概要」(下記リンク先参照)をご参照ください。

http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20131029.pdf

弁護士 琴浦 諒

ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮

ryo.okochi@amt-law.com

外国弁護士 Veerasureshkumar Veerappan

v.veerappan@amt-law.com

2 【インドネシア】外国投資ネガティブリストの改正予定

インドネシアにおける外国投資の禁止業種及び規制業種の一覧であるネガティブリストが改正される予定である。インドネシアには、外国投資が禁止又は規制されている業種が存在し、当該業種は 2010 年 5 月 25 日付大統領規定第 36 号(「現行ネガティブリスト」)にて定められている。現在、現行ネガティブリストの改正(「改正ネガティブリスト」)が進められている(具体的な施行時期は未定)。

改正が予定されている内容は、概要以下の通り分類される:(1) 現行ネガティブリストよりも外資に対する規制が緩和される業種、(2) 現行ネガティブリストよりも外国投資が制限される業種、及び(3) インフラストラクチャーへの投資を促進すべく、公共事業分野における官民パートナーシップのコンセッション期間内に限り、現行ネガティブリストよりも規制を緩和する業種。

具体的には、上記(1)の類型では、医薬品事業が現行の上限 75%から 85%に、現行ネガティブリストでは外資に閉鎖されている広告事業が 51%に(但し、ASEAN 国からの投資に限る)、現行では閉鎖されているベンチャーキャピタル事業が 85%に、それぞれ規制緩和される。上記(2)の類型では、現行ネガティブリストでは規制されていない卸売業(なお、“distributor”の具体的な定義は明らかになっていない。)及び倉庫業が 33%に、冷蔵・冷凍倉庫業が現行の 100%から 33%に(但し、スマトラ、ジャワ及びバリにおける事業の場合。その他の地域は 67%)、それぞれ規制が厳格化される。さらに、上記(3)の類型では、官民パートナーシップのコンセッション期間内に限り、10 メガワット以上の発電所事業並びに送電事業及び配電事業が現行の 95%から 100%に、港湾設備供給事業が現行の 49%から 95%に、それぞれ規制緩和される。

なお、改正ネガティブリストが施行された場合でも、遡及適用はないと考えられている。すなわち、仮に、既に投資を行っている業種について、改正ネガティブリストにより投資上限が引き下げられた場合であっても、現状の投資許可は引き続き有効とされる(つまり、改正ネガティブリストに定められた外資出資上限に合わせて変更する必要はない)。実務上、改正ネガティブリストの施行前に、駆け込み的に新会社の投資申請を行おうとする外国会社が見られるが、当職の知る限り、そのよ

うな投資申請に対して、管轄する投資調整庁(BKPM)における手続きがストップしているという事情はないようである。

冒頭で述べた通り、改正ネガティブリストの施行時期は明らかではない。施行時期については、昨年末頃より、近い将来施行予定との情報も飛び交っていたが、本稿時点でも未だ施行されていない(2014年には総選挙及び大統領選挙が行われるため政治的影響を受けているとも言われている)。しかし、現時点で得られる情報を基に、投資を急ぐ日系企業も存在することは事実であり、これからインドネシアへの新規投資や投資拡大を検討している企業は、改正ネガティブリストの動向に留意する必要がある。

(本稿は、投資調整庁長官の会見、一般的報道及び現地法律事務所等を通じて当局より非公式に入手した情報等を基に作成しており、最終的な改正内容は、実際の施行を待つ必要がある点に留意されたい。)

弁護士 池田 孝宏(Roosdiono & Partners(ZICOlaw)出
向中)
takahiro.ikeda@amt-law.com

3 【シンガポール】シンガポール国際商事裁判所の創設構想とその課題

シンガポール法務省(Ministry of Law:MinLaw)は、2013年12月3日、シンガポール国際商事裁判所(Singapore International Commercial Court:SIICC)の設置に関するシンガポール国際商事裁判所委員会(SIICC委員会)からの報告書(委員会報告書<http://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Annex%20A%20-%20SIICC%20Committee%20Report.pdf>)を発表した。シンガポールは、とりわけ国際仲裁の分野において、国際的な商事取引の紛争解決のハブとなることを推進しており、現在は多くの日系企業においてもシンガポールを仲裁地とする仲裁条項が利用されているところである。委員会報告書で提案されているSIICCは、国際仲裁の持つメリットを活かしつつ、そのデメリットの多く(判断対象および当事者の硬直性、判断の予測可能性の不足等)を克服することを企図するものであり、国際仲裁に加えて、シンガポールの裁判所における国際的な商事事件の紛争解決手続を提供することによって、シンガポールの国際的なリーガルハブとしての地位をさらに確固たるものにするを目的とする。

1. SIICCとは

SIICCは、既存のシンガポール裁判所と別個の司法府たる裁判所を新設するものではなく、既存のシンガポール裁判所の組織体系の一部として設計されている。シンガポールの裁判所制度は取扱う事件の規模に応じて上位裁判所(Supreme Court)と下位裁判所(Subordinate Courts)に大きく二分され、上位裁判所は第一審受訴裁判所たる高等裁判所(High Court)と上訴審を取り扱う上訴裁判所(Court of Appeal)で構成されるが、このSIICCは高等裁判所の中の専門部として位置づけられる。その取扱事件は、以下のような国際的な商事事件が対象となる。

- (i) 当事者が、紛争が発生した後に、当該紛争をSIICCにて解決することを合意した事件
- (ii) 国際的な商事取引(international commercial transactions)において、SIICCを管轄とすることを書面にて合意した場合
- (iii) シンガポールの高等裁判所の係属事件で、上位裁判所の長(The Chief Justice)がSIICCに事件を移送した場合(当事者の同意がなくとも移送は可能)

2. SICC の特徴

現時点で SICC 委員会が提案している SICC 構想の中で、重要な特徴としては以下の点が挙げられる。

(1) 裁判所の構成:外国法の裁判官による訴訟指揮

SICC の事件は、原則として一人の裁判官によって担当され、当事者からの申立てがある場合には、上位裁判所の長(Chief Judge)の裁量によって、3名の裁判官による合議制となる。担当する裁判官は、(i)上位裁判所の現職裁判官と(ii) SICC 裁判を担当するために有期で特別に任命された裁判官(Associate Judges)で構成される「SICC パネル」というプールの中から選定される。Associate Judge はシンガポール裁判官に限られず、各国の主要な法域から起用されることも想定されている。従って、外国法の事件について、当該外国法の裁判官が単独で SICC 事件を審理するということが想定される。

(2) 第三者の訴訟参加/訴訟告知

SICC は、第三者の訴訟への参加を許可し、あるいは第三者を当該第三者の同意なくして当事者として引き込むことが可能である。この点は、当該第三者が同意しなければ第三者を当事者として参加させることが不可能な国際仲裁に比べて大きな利点となりうる。訴訟告知は、シンガポール国外にいる者に対しても、シンガポール裁判所手続規則(Rules of Court)の要件を満たし、適法な国際送達が行われた場合はすることができる。

(3) 外国法弁護士による訴訟代理

SICC はシンガポール高等裁判所の一部門である以上、SICC 事件を代理するためには、シンガポール法弁護士として登録されていることが必要であるのが原則である。もっとも、SICC については特別な例外として、「シンガポールと実質的な関連がない事件」については、外国法の弁護士による訴訟代理も認められる。その具体的な要件はさらなる検討が予定されているが、(i) 準拠法がシンガポール法ではない事件や(ii) シンガポール法を準拠法とする以外に、シンガポールとの関連がない事件は含まれるものと見込まれている。なお、上記のような SICC 事件について外国法弁護士が代理する場合には、SICC への登録が必要であり、登録に当たっては、SICC 事件に適用される倫理規則等を遵守することを誓約することが求められる。また、上記の類型に該当するかどうか争いが生じた場合には通常のシンガポール高等裁判所の手続の中で争われるため、シンガポール法弁護士の起用が必要となる可能性がある。

(4) その他の特徴

- 機密情報の取扱い

SICC はシンガポール高等裁判所の一部門であるため、裁判は公開が原則である。もっとも、シンガポールと実質的な関連がない事件(その要件については前述と同様)については、当事者が合意すれば、いわゆるイン・カメラ手続の適用や判決の非公開化が可能とされる。当事者の一方のみからの申立ての場合も、裁判所の裁量によって同様の取扱いが可能である。

- 上訴可能性

SICC の判決は、シンガポールの上位裁判所のうち上級審を担当する上訴裁判所に控訴することができる。SICC からの上訴審を担当する裁判官に SICC パネルの外国裁判官が含まれることも想

定されている。興味深いことに、当事者間の合意によって上訴権を制限ないし放棄することも可能とされており、仲裁の一審制の要素も取り込めるようにしている。

- コスト

委員会報告では触れられていないが、SICC を利用した場合のコストがどのような取扱いになるかも重要な問題である。国際仲裁のデメリットとして、しばしば仲裁人報酬や仲裁手続遂行に必要な費用のコストの負担があげられるが、そのようなコストを裁判所によって低く抑えられるとすれば、当事者にとっての利便性は高い。

3. SICC 構想が抱える問題点：外国での執行可能性

SICC 構想の最大の問題点は、SICC で下された判決が、直ちに外国において執行することができないことである。

SICC の判決はあくまでもシンガポール裁判所の判決である以上、その外国での執行は、当該外国での判決の承認・執行の手続によらなければならない。これは、場合によっては非常に長期間を要する手続であり、また、そもそも執行自体可能ではない国も多い。

この問題点について、SICC 委員会は様々な提案を行っている。

- 多国間条約・政府取決めによる方法

例えば、英国法を母法とする一部の国々においては、相互に判決の執行を可能にする取り決めがなされており(英国、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、ブルネイ、インド、および香港については、一部の判決については相互に執行が可能とされている。)、その対象範囲を SICC の判決に拡大することが考えられる。また、ASEAN などの地域連合における FTA などの取り決めの中に、判決の相互承認に関する取り決めを含めることも提案されている。

- 二国間条約・政府取決めによる方法

シンガポール政府として、他国との FTA 等の交渉の中で、判決の相互承認に関する取り決めをすることが提案されている。

もっとも、主要な法域が SICC の判決の自国内での執行を許容するかどうかは不透明であり、また、当然に相手国の判決の自国内の執行をも認めることとなるため、有効な解決策となりうるかは不明である。

また、より興味深い提案として、委員会報告では、SICC を管轄として合意する条項の中で、SICC の決定に基づく行為については争わない旨の文言を規定しておくことが提案されている。このような合意が国際私法上および各国の執行制度上どのような意味を有するかについては、なお検討を要するものと思われる。

4. まとめ

シンガポールという国際紛争のハブとされる国で、紛争解決手段が多様化することは歓迎すべき展開であることは間違いない。く、とりわけ、英国法を母法とする一部の国々との間で判決の執行が容易になっているように、外国で SICC 判決の執行可能性の問題がクリアされれば、日系企業としても大いに検討に値する手続となるものと思われ、今後の展開が注目される。SICC 関係者によれば、SICC は年内か来年前半にも始動させるべく、準備が進められている。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 副田 達也
tatsuya.soeda@amt-law.com

4 【トルコ】グループ企業に係る資本取引についての新規制

1. 新規制の概要

2012年のトルコ商法改正(法律第6102号)により、同一企業グループに属する他のグループ企業の株主資本の5%、10%、20%、25%、33%、50%、67%又は100%に相当する株式の取得・譲渡の場合における商業登記所(Trade Registry)への通知義務が導入された。企業グループは、支配会社とその支配下にある被支配会社2社以上によって構成されることになる。グループ企業が、直接・間接を問わず、上記の各比率の株式を取得するに至った場合、又は取得後下回った場合、当該株式の譲渡人又は譲受人は、対象会社であるグループ企業に対して、当該取引完了後10日以内に書面でその旨通知しなければならない。グループ企業株式の間接取得・譲渡の場合、この通知は企業グループ内のいずれか1社から行えば足りる。さらに、対象会社は、上記通知を受領してから10日以内に、管轄商業登記所に登記及び公開の申請をしなければならない。商業登記所は、上記通知について登記を行い、その旨商業登記所公報において公開する。

2. 違反の効果

商業登記所への登記・公開の申請義務を怠った場合の不利益は大きい。この場合、必要な通知、登記及び公開が完了するまでの間、取得又は処分した株式に係る議決権及びその他の権利は停止し、権利行使不可となる。したがって、登記・公開手続が完了する前に株主総会が開催され、そこで当該株式に係る議決権が行使されたような場合には、当該議決権行使は無効と見なされることになる。さらに、当該株式に係る議決権行使が無効となるばかりではなく、株主総会決議自体の効力も、無効な議決権行使がなかった場合に定足数や決議要件を満たしていたかどうかによって左右されることになる。

弁護士 山神 理
michi.yamagami@amt-law.com
 弁護士 龍野 滋幹
shigeki.tatsuno@amt-law.com

5 【ブラジル】企業結合規制改正案の公表

2014年2月19日、ブラジルの独占禁止当局である Conselho Administrativo de Defesa Econômica(以下「CADE」という。)が、ブラジル企業結合規制改正案(以下「改正案」という。)を公表した。ブラジル独占禁止法上、M&A 取引等において当事者の「経済グループ」のブラジル国内における売上高が一定の基準を満たす場合、CADE への事前届出を行うことが求められ、審査が終了するまでの間、取引を実行することができない。改正案では、かかる事前届出の要件及び審査手続につき、以下のような改正が提案されており、本年4月22日までの期間、パブリックコメントに付されている。

- (1) まず、ブラジル独占禁止法に特有の事前届出を要する取引類型として、合併・買収、コンソーシアムやジョイントベンチャーのほか、「提携契約(Association Agreements)」というものが挙げられている。改正案は、この提携契約について、以下に掲げる場合が該当するものとして概念の明確化を図っている。
 - (i) 競争者間(例えば、競争関係にあるメーカー同士)におけるあらゆる合意
 - (ii) 当事者の一方が20%以上の市場シェアを有する垂直的關係者間(例えば、メーカーと販売業者など取引段階の異なる会社間)における、①当該合意に基づき当事者間で収

益及び費用を分配すること又は②当該合意に基づき当事者間において契約上又は事実上の排他的な独占関係を発生させることを内容とする合意

このうち「(i)競争者間におけるあらゆる合意」は極めて広範に及ぶ可能性があり、特に留意が必要である。実務上の影響も小さくないように思われ、パブリックコメントを踏まえた改正の行方が注視される。

- (2) 次に、改正案は、少数株主持分の取得につきこれまで事前届出の対象とされてきた行為のうち、(i)支配株主が単一の売主から20%以上の持分を取得する場合及び(ii)買主が単独の筆頭株主となる場合について、事前届出義務を免除することとしている。また、転換社債の取得についてもその取扱いを明確にしておき、転換権が行使されると、①支配権の取得、②当事者が競争関係になくかつ垂直的関係にない場合には20%以上の持分の取得、又は③当事者が競争関係にあり若しくは垂直的関係にある場合には5%以上の持分の取得、に結びつくこととなるケースでは、事前届出を要することとしている。さらに、改正案では、これまで許容されてきた公開買付に限らず、取引所を通して行うあらゆる取引について、届出後 CADE の承認を待たずに行うことができるものとされている(ただし、買主は事後的に CADE の審査を受けなければならない、CADE が取引を承認するまでの間、取得した株式に係る議決権その他の共益権を行使することはできない。)
- (3) また、上記のとおり、事前届出の要否は当事者の「経済グループ」の売上高を基準に判断されるが、改正案では、従前、広範に過ぎるとの批判があった投資ファンドの場合における「経済グループ」について、これまで含まれてきた種類のうち、①当該ファンドのマネージャー及び②同一のファンドマネージャーによって運用されるファンド(対象となる取引に直接関与しないもの)を除外し、③当該ファンドの持分の20%以上を有する投資家及びその経済グループ並びに④当該ファンド(又は同一のファンドマネージャーにより運用されるファンド)が20%以上の持分を有する投資先に限られるものとして、その範囲を画している。
- (4) さらに、改正案では、CADE による事前審査の手続について、ファストラックと呼ばれる簡易審査(通常240日以内とされている審査期間が30日程度まで短縮される。)の適用範囲が緩和されている。ファストラックは、これまで、水平的統合(競争者間の統合)のケースでは当事者の市場シェアが合計で20%未満の場合にのみ利用できることとされてきたが、改正案においては、企業結合によるシェアの増加が有意なものでなければ、当事者の市場シェアが合計で20%以上となる場合であっても利用できることとされている。同様に、垂直的統合(取引段階の異なる当事者間の統合)をもたらず取引についても、当事者のいずれも関連市場で20%以上の市場シェアを有していないことが求められてきたが、改正案ではこの基準が30%に引き上げられている。
- (5) その他、改正案は、CADE の総監督局(企業結合に関する一次審査機関)において承認された取引につき行政裁定機関(企業結合に関する審査の最終的な決定機関)による二次審査が行われる場合の手続を明確化している。

(注)本ニュースレターの内容については、ブラジルの法律事務所であるマツス・フィーリョ・ヴェイガ・フィーリョ・マレイジュニア・アンド・キロガ法律事務所(Mattos Filho, Veiga Filho, Marrey Jr. e Quiroga Advogados)より情報提供を受けております。

弁護士 角田 太郎
taro.tsunoda@amt-law.com
 弁護士 福家 靖成
yasunari.fuke@amt-law.com
 弁護士 川上 晋平(Mattos Filho, Veiga Filho,
 Marrey Jr. e Quiroga Advogados 出向中)
shimpei.kawakami@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

- ✂ 大河内亮弁護士が以下のセミナーの講師を務めます。
セミナー名：「インドにおける企業買収、進出の法務 ～新会社法、4月1日更新予定の FDI Policy、プット・コールオプションに関する動きを踏まえて～」
日時： 2014年5月20日(火)13:30～16:30
場所： 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム

セミナーの詳細は下記サイトをご参照下さい。

<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/260913m.html>

【論文・著書】

- ✂ 琴浦諒弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「インド会社法の抜本改正と日系企業への影響」（「会社法務 A2Z」 2014年2月号）

- ✂ 角田太郎弁護士および川上晋平弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「ブラジル進出企業にとっての法務上の留意点 ブラジル法制度の概要と実務上のポイント」（「会社法務 A2Z」 2014年4月号）



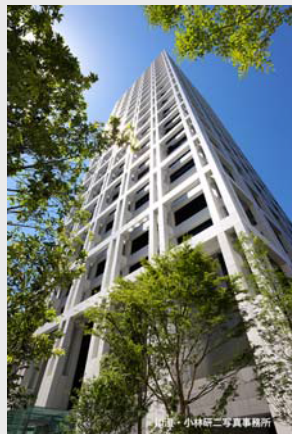
本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>